

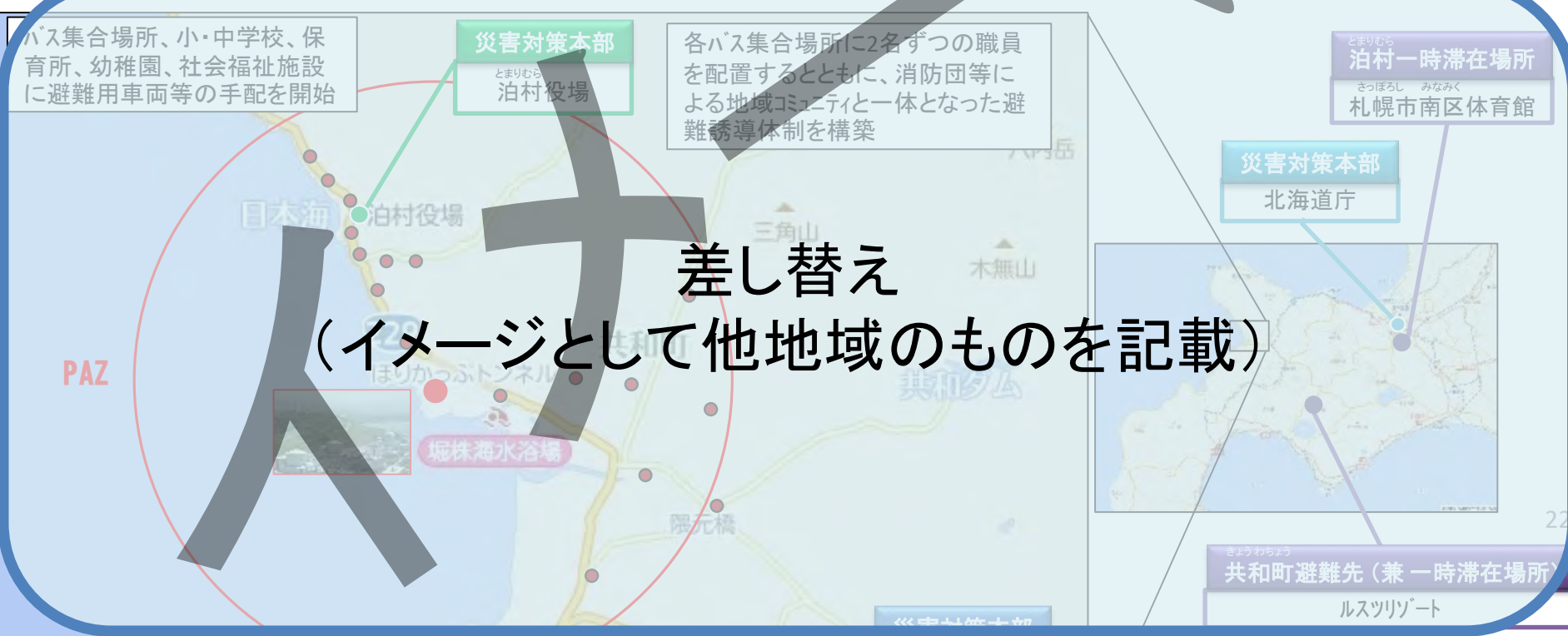
4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. PAZ内小・中・高等学校、保育所、幼稚園の児童等について、移動手段を確保すること。
2. PAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先へ移送又は自施設(放射線防護施設)内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけると共に、バス集合場所、避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

茨城県並びに東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市における初動対応

- 茨城県は、警戒事態等が発生した段階で、茨城県庁に災害警戒本部を設置し、要員約●名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。
- 東海村は、警戒事態が発生した段階で、●に災害対策連絡会議を設置し、約●名が参集。施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。
- 日立市は、警戒事態が発生した段階で、●に警戒体制本部を設置し、約●名が参集。施設敷地緊急事態でも対応は同様。
- ひたちなか市は、警戒事態が発生した段階で、●に●を設置し、約●名の要員が参集。施設敷地緊急事態で、●を設置。
- 那珂市は、警戒事態等が発生した段階で、那珂市役所に原子力災害警戒本部を設置し、約●名の要員が参集。施設敷地緊急事態で、原子力災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市は、バス集合場所、病院、社会福祉施設に避難用車両等の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を各バス集合場所に速やかに配置し、バス集合場所の開設準備を開始。
- 東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市は、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。



住民への情報伝達

- 東海村は、防災行政無線、広報車、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。日立市は、防災行政無線、ホームページ、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。ひたちなか市は、●等を活用し、住民へ情報を伝達。那珂市は、防災行政無線、ホームページ、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 各バス集合場所に派遣された東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市の職員は、○○○○により、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市と情報を共有。
- 病院、社会福祉施設への情報伝達は、東海村、日立市、ひたちなか市及び那珂市から実施。

